

## ☆ 知って得する情報(第 22 回)

### ： どのような場合に相続税がかかるの？ . . .

相続税は、遺産に係る基礎控除（課税最低限）を上回る財産（正味遺産額）を相続するとかかります。相続税の基礎控除は、相続人の数に関係なく定まる定額控除額と、相続人の数によって金額が変わる比例控除額を合計したものです。

\* 相続税が「かかる」「かからない」の判定

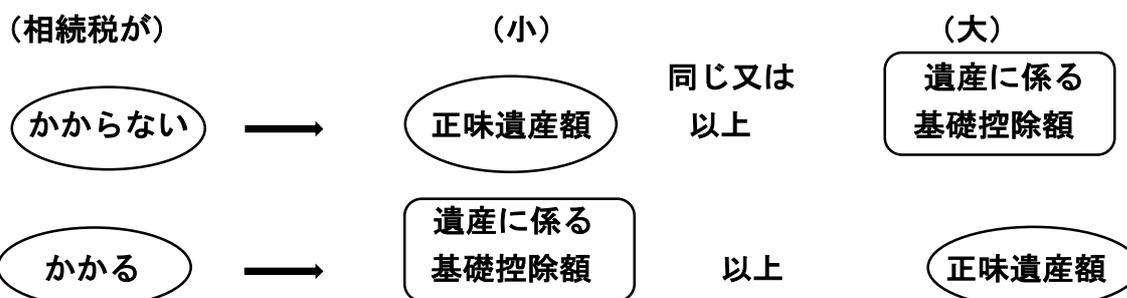
まず『正味財産額』を求めます。

$$\begin{array}{c} \text{遺産総額} \\ \text{(注)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{借入金などの債務・葬式費用} \\ \text{非課税財産} \end{array} = \begin{array}{c} \text{正味遺産額} \end{array}$$

(注) 生命保険や退職金などのみなし相続財産を含みます。

また、相続開始前3年以内の贈与財産があれば加算します。(相続時精算課税制度を適用していない場合です) 但し、贈与税の住宅取得資金の非課税措置や配偶者に住居用不動産を贈与して2,000万円控除を受けた(又は受ける予定の)財産は加算されません。

次に『正味財産額』と『遺産に係る基礎控除額』の大・小を比べます。



\* 遺産に係る基礎控除額は . . .

$$\begin{array}{c} \text{遺産に係る} \\ \text{基礎控除額} \end{array} = \begin{array}{c} 3,000 \text{ 万円} \end{array} + \begin{array}{c} 600 \text{ 万円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{法定相続人の数} \end{array}$$

養子がいる場合は . . .

民法上は養子の数に制限はありませんが、相続税の計算上は養子の数が制限されています。

- : 実子がいる場合 → 養子は1人だけ
- : 実子がない場合 → 養子は2人だけ

一代飛ばして孫に遺贈すると・・・

配偶者と1親等の血族以外の方が相続すると、通常の税額の20%が加算されるので、例えば孫に遺贈すると、20%余分に相続税がかかります。ただし、2回の相続が1回で済みます。

なお、子が死亡していて代襲相続する孫は、「2親等の血族」であっても加算の対象にはなりません。ただし、養子となった孫は20%加算の対象となります。

## ：相続税の税額はどのようにして求めるの？・・・

相続税の総額は、正味遺産額から基礎控除額を差し引いた残りの金額を、法定相続人が法定相続分によって相続したものとして計算します。したがって、遺産分割の方法が変わっても、相続税の総額が変わることはありません。

次に、実際の相続分に応じた各人の納付額を計算します。

・相続税額の計算は・・・

\* 正味遺産額が5億円で 法定相続人が妻と子2人とする

①まず、「課税遺産総額」を求めます

$$\begin{array}{rcll} 5 \text{ 億円} & - & (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) & = & 4 \text{ 億} 5,200 \text{ 万円} \\ \text{(正味遺産額)} & & \text{(基礎控除=4,800 万円)} & & \text{(課税遺産総額)} \end{array}$$

②続いて、「法定相続分に応じた取得金額」を求めます

		(法定相続分)		(法定相続分に応じた取得金額)
：妻	4 億 5,200 万円	× 1/2	=	2 億 2,600 万円
：長男	4 億 5,200 万円	× 1/2 × 1/2	=	1 億 1,300 万円
：次男	4 億 5,200 万円	× 1/2 × 1/2	=	1 億 1,300 万円

③次に「相続税の速算表」を利用して「相続税の総額」を求めます

：妻	2 億 2,600 万円	× 45%	- 2,700 万円	= 7,470 万円
：長男	1 億 1,300 万円	× 40%	- 1,700 万円	= 2,820 万円
+)：次男	1 億 1,300 万円	× 40%	- 1,700 万円	= 2,820 万円

各相続人の法定相続分に応じた「相続税の総額」1 億 3,110 万円 (A)

④各人の納付税額 (法定相続割合で遺産をもらうと・・・)

		(相続税額)
：妻	法定相続分 (1/2) までは	0 円
：長男	法定相続分 (1/4) だから (A) × 1/4	= 3277.5 万円
：次男	法定相続分 (1/4) だから (A) × 1/4	= 3277.5 万円

\* 未成年者控除の額・・・10 万円 × (20 歳—相続開始時の年齢)

\* 障害者控除の額・・・10 万円 × (85 歳—相続開始時の年齢)

特別障害者は 20 万円